

一般財団法人大分県建築住宅センター中古住宅（＋リノベ）・リフォーム適合証明業務約款

第1条（総 則）

申請者（以下「甲」という。）及び一般財団法人大分県建築住宅センター（以下「乙」という。）は、「一般財団法人大分県建築住宅センター適合証明業務規程」（以下「規程」という。）及びこの約款に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を誠実に履行する。

第2条（責 務）

- 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、適合証明引受承諾書（以下「引受承諾書」という。）に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。
- 2 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときには、速やかにこれに応じなければならない。
- 3 甲は、別に定める「一般財団法人大分県建築住宅センター適合証明業務手数料規程」（以下「手数料規程」という。）に基づき算定され、引受承諾書に定められた額の手数料を、第4条に規定する日（以下「納入期日」という。）までに納入しなければならない。
- 4 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象住宅（以下、「対象住宅」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提出しなければならない。
- 5 甲は、乙が業務を行う際に、対象住宅、対象住宅の敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるように協力しなければならない。
- 6 甲は、乙の適合証明業務において、対象住宅の計画に関し乙が行った適合証明関係諸規程等への不適合の指摘に対し、速やかに図面及び工事の修正その他必要な措置をとらなければならない。

第3条（適合証明の業務期日）

- 乙の業務期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日（経過する日数には業務規程第4条第2項に定める休日を含まない。第4条において同じ。）とする。
- (1) 中古住宅（＋リノベ） 適合証明業務
- (a) 中古住宅 業務引受承諾書に定める受付日から7日を経過する日
- (b) 中古住宅＋リノベ 業務引受承諾書に定める受付日から7日を経過する日
- (2) リフォーム適合証明業務 業務引受承諾書に定める受付日から7日を経過する日
- 2 乙は、甲が前条第3項から第6項まで及び第4条に定める責務を怠ったとき、その他乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他必要な事項については、甲乙協議して定める。

第4条（手数料の納入）

- 甲は、手数料を次項の納入期日までに手数料規程に定める納入方法により乙に納入する。
- 2 甲の手数料の納入期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日とする。
- (1) 中古住宅適合証明申請手数料 物件検査の前日
- (2) 中古住宅＋リノベ適合証明申請手数料 事前確認における現地調査の前日 及び リフォーム工事後の現地調査の前日
- (3) リフォーム適合証明申請手数料 工事計画確認報告書交付日
- (4) 別途協議にて、納入方法を定める場合の納入期日は、甲乙協議の上決定した日

第5条（設計検査提出図書又は建設工事の変更等）

- 甲は、物件検査の実施及び適合証明書、工事計画確認報告書の交付前に、甲の都合により対象住宅の申請内容、計画又は建設工事を変更（以下「変更」という。）する場合は、速やかに乙に変更に係る図書等を提出しなければならない。
- 2 前項の変更において、検査結果に影響をあたえる場合等、乙が変更内容が著しいと認めるときは、甲は適合証明申請を取り下げ、別件として再度申請をしなければならない。
- 3 前項の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約の解除があったものとする。

第6条（甲の解除権）

- 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知しこの契約を解除することができる。
- (1) 乙が、正当な理由なく、第2条第1項の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、またその見込みのない場合。
- (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、乙に申請を取り下げる旨を記載した取届届を提出してこの契約を解除することができる。この場合において、乙は検査等を中止し、申請関係図書の副本等を甲に返却する。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は手数料の返還を乙に請求することができる。
- 4 第2項の契約解除の場合、乙は手数料を甲に返還しないものとする。

第7条（乙の解除権）

- 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知しこの契約を解除することができる。
- (1) 甲が、正当な理由なく、手数料を第4条第2項に定める納入期日までに納入しないとき
- (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- 2 前項の契約解除の場合、乙は手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、未だ手数料が納入されていないときはその手数料の納入を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

第8条（乙の免責）

- 乙は、次の各号に該当する場合、一切の責任を負わない。
- (1) 甲の提出した申請書等に虚偽の記載があり、それに基づいて適合申請業務がなされた場合
- (2) 乙に故意又は重大な過失がない場合
- 2 乙は、適合申請業務を実施することにより、甲の申請に係る計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準法関係規定に適合するか否か並びに対象建築物における瑕疵の有無を保証するものではないものとする。

第9条（電子申請）

- 甲の適合証明申請が、電子申請の方法により行われた場合において、乙は、適合証明書、工事計画確認報告書については、書面で交付するものとし、交付時における副本等については、あらかじめ甲乙協議の上で、電子情報処理組織にて交付を行うことができるものとする。
- 2 乙が電子署名を付して交付する電磁的記録に付与された電子署名の有効性が確認できる期間は、電子署名を付した電子証明書の有効期限までとし、当該期間の延長は行わない。
- 3 乙は、甲の電子申請に係る電磁的記録が乙に到達した時間が、業務規定第4条第1項に規定する確認検査の業務を行う時間（以下「業務時間」という。）内である場合は速やかに、業務時間外である場合は次の業務時間内に、業務規定第18条第1項に規定する業務を行い、当該申請を引き受けるものとする。
- 4 乙の電子申請に係る業務を行う事務所は、業務規定第5条に規定する事務所とする。

第10条（秘密保持）

乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

第11条（個人情報の利用目的）

乙は、一般財団法人大分県建築住宅センター個人情報保護規定に基づき、この契約による適合証明業務で得た情報を、業務上の連絡調整、法令に基づく保管および行政庁への報告、各種統計処理等に必要範囲内で利用することができる。

第12条（別途協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則により協議のうえ定めるものとする。

附 則

- この業務約款は、平成19年6月20日から施行する。
- この業務約款は、平成25年4月1日から施行する。
- この業務約款は、令和5年7月24日から施行する。